

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたつて

1 計画策定の趣旨

本市においては、男女共同参画社会の実現を目指すため、平成7年（1995年）に「女性プランおのみち～共に生きる21世紀の道～」を策定し、その後も後継計画によりその推進を図ってきました。

平成27年（2015年）12月には「尾道市男女共同参画推進条例」を制定し、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のために取り組んできました。

この条例に基づき、平成29年（2017年）3月に「尾道市男女共同参画基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、平成29年度（2017年度）から、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある社会を実現するために、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、社会通念として根付いた性別による役割を固定的に捉える意識や慣行が、いまだに根強く残っていることや、政策及び方針決定の過程への女性の参画が低調なことなど、多くの課題が残されています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、配偶者からのDV^{*}の増加、女性の家事や育児の負担の増加等の問題が深刻化しており、その対応が求められています。

一方、デジタル技術を活用したスマートシティ^{*}の推進により、テレワーク等によるワーク・ライフ・バランス^{*}の実現や、誰もが仕事と子育てや介護、地域での生活を両立できる環境づくりを進めていく必要があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、新しい働き方をはじめとする新生活様式や暮らし方の変化など、「新たな日常」の実現に向けた取組が求められています。

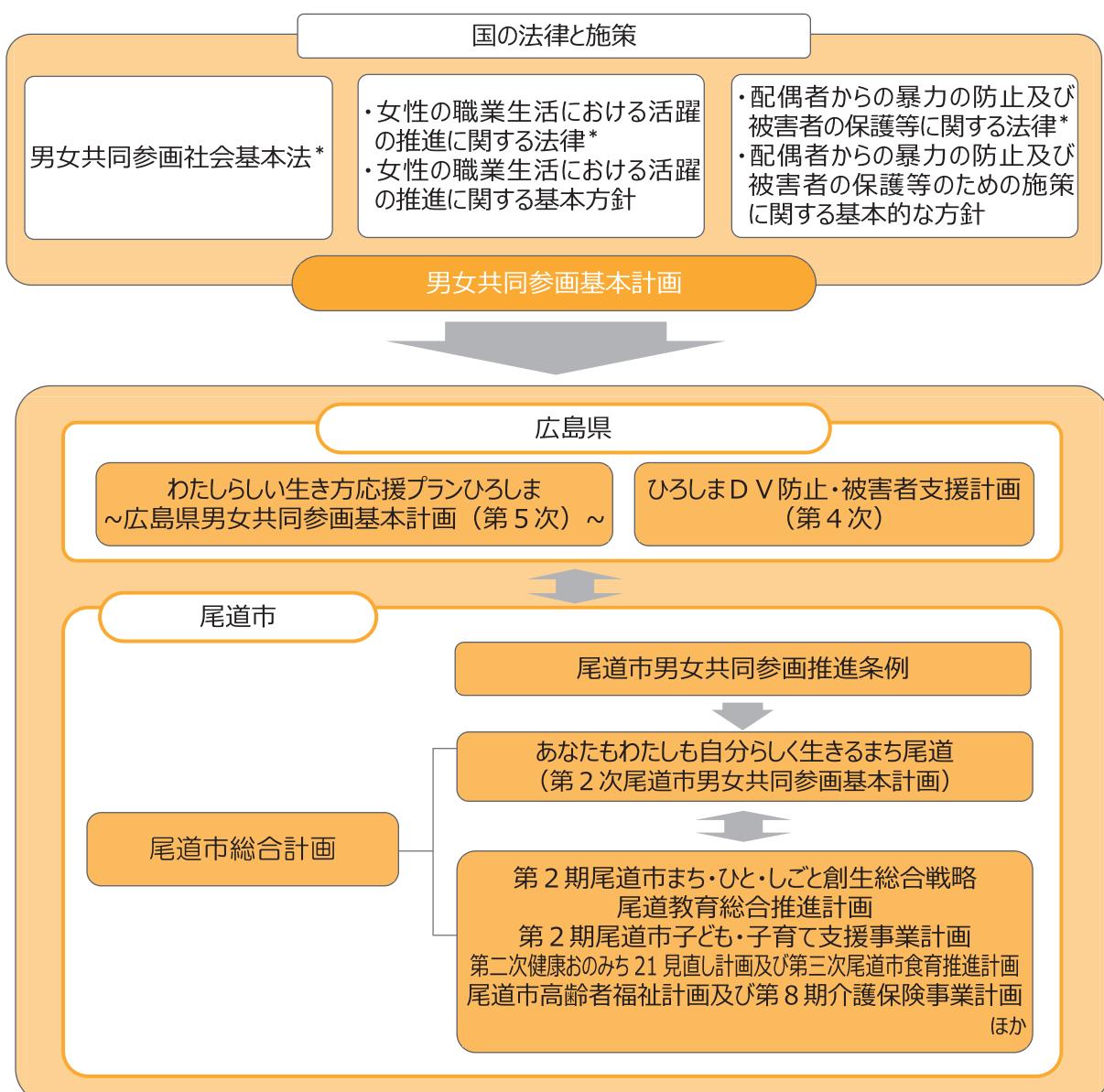
また、男女共同参画の取組を進めることは、「男女」にとどまらず、性的指向^{*}・性自認^{*}（性同一性）に関すること等も含め、多様性を認め合い、誰もが自分らしい生き方ができる社会の実現につながるものです。

このような社会的情勢や、これまでの取組の成果と課題、令和3年（2021年）2月に実施した市民意識調査等を踏まえ、「あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道（第2次尾道市男女共同参画基本計画）」を策定するものです。

*の表示がある用語は、資料「用語解説」に記載があります。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法*（平成 11 年法律第 78 号）」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置付けます。
- 本計画は、「尾道市男女共同参画推進条例」第 11 条に基づく「男女共同参画の推進に関する基本計画」に位置付けます。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*（平成 13 年法律第 31 号、以下「配偶者暴力防止法」という。）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（平成 27 年法律第 64 号、以下「女性活躍推進法」という。）」第 6 条の第 2 項に基づく「市町村推進計画」に位置付けます。
- 本計画は、上位計画である「尾道市総合計画」、関連計画である「第 2 期尾道市子ども・子育て支援事業計画」等と整合性を図り策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 SDGs（持続可能な開発目標）*との関係

平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標）*が採択されました。

SDGs*では、令和12年（2030年）までの世界共通の目標として、多岐にわたる17の持続可能な開発目標と169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

「あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道（第2次尾道市男女共同参画基本計画）」の推進を通してSDGs*の達成に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 策定の方法

(1) 男女共同参画社会に関する市民意識調査及び事業所調査の実施

本計画を策定するにあたり、市民や事業所の男女共同参画への意識や実態を把握するため、令和3年（2021年）2月9日から3月1日までの期間で、男女共同参画社会に関する市民意識調査及び事業所調査を実施しました。

対象	市民	事業所 (市内の従業員10名以上の事業所)
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法
対象者・対象事業所	2,000	500
有効回答数	837	165
有効回収率	41.9%	33.0%

(※調査結果は、p.78～87に掲載)

(2) 各課における事業評価の実施

第1次計画に基づき推進した事業の担当課において、取組の達成度と今後の方向性について評価を行いました。

(3) 尾道市男女共同参画審議会からの意見の聴取

本計画を策定するにあたり、尾道市男女共同参画推進条例第23条の規定により、「尾道市男女共同参画審議会」において、計画に関する意見等の集約を図り、策定しました。